

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成30年7月5日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1700270 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800061 号

## 第 1 結論

- 1 請求期間のうち、請求者のA社における平成 23 年 11 月 1 日から平成 25 年 8 月 1 日までの期間及び平成 26 年 2 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 23 年 11 月から平成 25 年 7 月までの標準報酬月額及び平成 26 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額については、30 万円から 41 万円、同年 9 月から平成 27 年 3 月までの標準報酬月額については、26 万円から 41 万円とする。

平成 23 年 11 月から平成 25 年 7 月までの期間及び平成 26 年 2 月から平成 27 年 3 月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が、請求者に係る平成 23 年 11 月から平成 25 年 7 月までの期間及び平成 26 年 2 月から平成 27 年 3 月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、請求者のA社における平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 30 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 27 年 4 月から平成 28 年 4 月までの標準報酬月額については 26 万円から 44 万円とする。

なお、平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 5 月 30 日までの期間について、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 11 月 1 日から平成 28 年 5 月 30 日まで

厚生年金保険の記録では、A社における請求期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く記録されているので、将来の年金額に反映されるよう標準報酬月額を訂

正してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成24年7月1日から同年10月1日までの期間、平成25年3月1日から同年6月1日までの期間及び平成27年1月1日から同年4月1日までの期間について、請求者から提出された当該期間に係る給料支払明細書により、請求者は、オンライン記録より確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、平成24年7月1日から同年10月1日までの期間及び平成25年3月1日から同年6月1日までの期間は、報酬月額に見合う標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を、平成27年1月1日から同年4月1日までは、報酬月額に見合う標準報酬月額（44万円）より低い標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間のうち、平成23年11月1日から平成24年7月1日までの期間、同年10月1日から平成25年3月1日までの期間、同年6月1日から同年8月1日までの期間及び平成26年2月1日から平成27年1月1日までの期間について、上記給料支払明細書並びに請求者から提出された普通預金通帳の写し及び普通預金元帳の写しにより、請求者が当該期間において、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額の支払を受け、平成23年11月1日から平成24年7月1日までの期間、同年10月1日から平成25年3月1日までの期間及び同年6月1日から同年8月1日までの期間は、報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を、平成26年2月1日から平成27年1月1日までは、報酬月額に見合う標準報酬月額（44万円）より低い標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成23年11月1日から平成25年8月1日までの期間及び平成26年2月1日から平成27年4月1日までの期間に係る標準報酬月額については、上記給料支払明細書、普通預金通帳の写し及び普通預金元帳の写しにより確認又は推認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、平成23年11月から平成25年7月まで及び平成26年2月から平成27年3月までは41万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成23年11月から平成25年7月までの期間及び平成26年2月から平成27年3月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、平成23年11月から平成25年7月までの期間及び平成26年2月から平成27年3月までの期間について、上記給料支払明細書、普通預金通帳の写し及び普通預金元帳の写しにおいて確認または推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と、年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、明細書等で確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、

年金事務所は請求者の平成 23 年 11 月 1 日から平成 25 年 8 月 1 日までの期間及び平成 26 年 2 月 1 日から平成 27 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行って  
おらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認めら  
れる。

- 2 請求期間のうち、平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 2 月 1 日までの期間について、平成 26  
年度及び平成 27 年度の市民税・県民税課税証明書により、給与収入金額及び社会保険料控除  
額は確認できるものの、上記普通預金元帳の写しにより、平成 25 年 9 月については事業主よ  
り請求者へ給与の支払が確認できず、振込額も月により変動が大きいことから、当該期間にお  
ける各月の報酬額及び厚生年金保険料の控除額を推認することができない。

また、A社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も既に亡くなっているこ  
とから、請求者の平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 2 月 1 日までの期間に係る報酬額及び保険  
料控除額について確認することができない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及  
び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期  
間のうち平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 2 月 1 日までの期間について、その主張する標準報  
酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることは  
できない。

- 3 請求期間のうち、平成 27 年 9 月 1 日から平成 28 年 4 月 1 日までの期間については、請求者  
から提出された当該期間に係る標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の給料支払  
明細書により、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（26 万円）を上回る標準報酬月  
額（44 万円）に相当する報酬月額が事業主により請求者へ支払われていたことが確認できる。

また、請求期間のうち平成 27 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間及び平成 28 年 4 月 1  
日から同年 5 月 30 日までの期間については、請求者から提出された平成 27 年 1 月から同年 12  
月までの給料支払明細書、上記普通預金通帳の写し及び普通預金元帳の写し並びに日本年金機  
構からの回答から判断すると、平成 27 年 4 月から同年 8 月までの期間及び平成 28 年 4 月の標  
準報酬月額は 44 万円であると推認できることから、平成 27 年 4 月から平成 28 年 4 月までの  
標準報酬月額は 44 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800002号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800059号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成27年3月21日から同年8月21日に訂正し、平成27年3月から同年7月までの標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

平成27年3月21日から同年8月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成27年3月21日から同年8月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和57年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成27年3月21日から同年8月21日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間に支給された給与について、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているが、同期間も厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された請求期間に係る給与支払明細書及び銀行の預金通帳の写しにより、請求者は、請求期間にA社から給与の支払を受け、標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく標準報酬月額(以下「本来の報酬月額」という。)に見合う標準報酬月額(24万円)より低い標準報酬月額(22万円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準報酬月額については、上記給与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成 27 年 3 月 21 日から同年 8 月 21 日までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について回答が得られないが、平成 27 年 3 月 21 日から同年 8 月 21 日までの期間について、年金事務所が保管している平成 29 年 2 月 1 日受付の請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届には、資格喪失年月日が平成 27 年 3 月 21 日と記載されているところ、その後、事業主は、当該資格喪失年月日を同年 8 月 21 日に訂正する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 29 年 12 月 21 日に提出していることから、年金事務所は、請求者の平成 27 年 3 月 21 日から同年 8 月 21 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（年金事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800035号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800060号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月12日及び平成17年7月15日の標準賞与額をそれぞれ5万円に訂正することが必要である。

平成15年12月12日及び平成17年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月12日及び平成17年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月12日  
② 平成17年7月15日

A社で勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準賞与額の記録がない。

請求期間における銀行の預金通帳の写しを提出するので、調査の上、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、請求者から提出された銀行の預金通帳の写し、複数の同僚が保有する平成15年12月分及び平成17年7月分の給与支給明細書(賞与)並びに金融機関から提出された当該同僚に係る預金元帳等の写しにより、請求者は、A社から平成15年12月12日及び平成17年7月15日にそれぞれ5万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料額を超える厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、請求者から提出された銀行の

預金通帳の写し、複数の同僚が保有する給与支給明細書（賞与）及び金融機関から提出された当該同僚に係る預金元帳等の写しにより推認できる賞与額から5万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月12日及び平成17年7月15日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出したか否か、また、厚生年金保険料については納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。



厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800021号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800062号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA県B局C部(現在は、A県B局D部)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年4月1日から同年10月1日まで

A県B局C部(配属は、E事業所)に昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで勤務したが、同事業所に係る厚生年金保険の資格取得年月日は昭和57年10月1日となっているので、調査の上、同事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得年月日を同年4月1日に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者はA県B局C部(配属は、E事業所)に昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで勤務したとしているところ、請求者の出身大学である、F大学G部H課から提出された請求者に係る人事記録により、請求者が請求期間において、E事業所に勤務していたことは認められる。

しかしながら、請求者は請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、A県B局D部の担当者及びE事業所I局J課の担当者は、請求者の請求期間に係る給与関連資料等は保存していない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料控除について確認することができない。

また、請求者が記憶する同僚3名のうちの一人は、自身について、請求期間にはE事業所に勤務していない旨陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。